令和8年度

こども誰でも通園制度 について

1　こども誰でも通園制度　とは

　すべての子育て家庭に対してこどもの育ちを応援するため、保育所等に通っていないお子さま（未就園児）が保護者の就労要件を問わず、月１０時間以内で認定こども園等を利用できる制度（乳児等通園支援事業）です。

　あらかじめ登録いただいた上で、お子さまをお預かりします。



2　利用対象児童等

対　象　児　童	・生後６ヶ月から満３歳未満 ・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない未就園児 ・玉野市に住民登録がある
利用可能時間	月曜日～金曜日　８時３０分～１７時の間 一人あたり月 10 時間を上限
実　施　施　設	玉原認定こども園　（地域子育て支援センター）
利　用　料　金	１時間あたり３００円　（非課税世帯等の減免あり） ＊利用時間により、昼食代 250 円・おやつ代 50 円が必要
そ　の　他	・利用には登録が必要です ・お子さまの状況に合わせて、親子登園も可能です ・利用料金は、降園時にお支払いください

3　利用の流れ

①利用申込 → ②市にて確認・登録 → ③保護者へ利用承諾書発送 → ④施設に事前面談 利用予約 → ⑤利用開始

①利用認定申請

利用前に、利用申込書へ記入し、玉原認定こども園（地域子育て支援センター）へ提出してください。
利用申し込みは、年度ごとに必要です。
利用申込書は、玉原認定こども園（地域子育て支援センター）及び市役所就学前教育課にあります。
市ＨＰよりダウンロードもできます。
利用予定日の３週間前までに利用申込書をご提出ください。

②③提出いただいた利用申込書を審査し、利用承諾書を送付いたします。

④ご利用いただく前に面談をさせていただきます。

玉原認定こども園（地域子育て支援センター）に電話でお問い合わせの上、面談の日時を決めてご来園ください。（急に来られた場合は、対応できないことがあります。）
利用予約は１０日前までです。利用日に間に合うように面談を行ってください。
面談時には、利用承諾書をご持参ください。
利用予約は、電話で構いません。

４　持ってくるもの（持ち物には、必ず名前を書いてください。）

【ミルクを飲んでいる赤ちゃんに必要なもの】

- □　使い慣れた哺乳瓶を１～２本
- □　飲用しているミルクを１日分＋１回分

【おむつを使用している幼児に必要なもの】

- □　個々に合わせて必要分（紙おむつの場合１日５～６枚）
- □　市販のおしりふき１袋
- □　タオル２枚

【お昼寝をする場合に必要なもの】

- □　バスタオル２枚



【共通して必要なもの】

- □　着替え（下着も含む。）
- □　汚れ物入れ袋（大きく名前を書いたスーパーの袋など。）
- □　エプロン（ナイロン袋に入れる。）＊昼食やおやつを食べる場合

５　注意事項

- □　昼食の準備の都合がありますので、昼食の変更、予約の取り消しは、利用日の前日の１６時までにお願いします。（当日の体調不良等やむを得ない場合は、朝９時までにご連絡ください。）
- □　食物アレルギーのある方は、弁当を持参してください。
- □　お子さまが体調不良の時はお預かりできません。キャンセルの場合は、朝９時までにご連絡ください。
- □　薬はお預かりできません。

６　災害時の対応について

玉野市に朝６時の時点で避難情報「レベル３（警報）」が発令された場合、震度５弱以上の地震が起こった場合など、通園をお断りすることがあります。また、保育時間中に警報が発令された場合、お迎えをお願いすることがありますので、ご了承ください。

なお、被害状況によっては、警報解除後も利用をお断りする場合があります。

お問い合わせ先

玉野市立玉原認定こども園　玉原地域子育て支援センター
TEL：０８６３－３１－６１９２
玉野市教育委員会　就学前教育課　TEL：０８６３－３２－５５７３